破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２５４号
岩手県紫波郡紫波町犬吠森字間木沢40番地１
債務者　阿部　雄三
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４０号
山形県鶴岡市睦町８番34号
債務者　清水　　満
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第４１号
山形県鶴岡市下川字窪畑１番地863
債務者　本間　善樹
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第４２号
山形県鶴岡市下川字窪畑１番地863
債務者　本間　志乃
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第９５号
福島県会津若松市西栄町５番６号、前住所福島県喜多方市字小田付道下7115番地１　大善荘第３アパート５号
債務者　武田　　博
１　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
福島県会津若松市飯盛２丁目２番22号、前住所神奈川県大和市西鶴間３丁目11番14号　レオパレス西鶴間201
債務者　髙木　　愛
１　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
茨城県神栖市波崎9572番地１　東町住宅Ｆ―34
債務者　野口　綾子
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第６３号
茨城県神栖市知手3420―36
債務者　伊井　政一
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第６４号
茨城県神栖市知手中央８丁目７番６号
債務者　吉岡　芳枝
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第６７号
茨城県神栖市大野原１丁目13番６号　ミ・プリマヴェーラ303号
債務者　菅野こと　日高　一彦
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第６８号
茨城県神栖市大野原１丁目４番45号　弐番館飛龍Ａ―101
債務者　田中　松造
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第２４７８号
京都市伏見区京町大黒町118番地９
債務者　澤　　幸伺
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４７９号
京都市伏見区京町大黒町118番地９
債務者　澤　　弥香
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
京都市下京区油小路通松原下る樋口町314番地
債務者　加納　晶子
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６９５号
京都市西京区大枝南福西町１丁目１番地　41棟301号
債務者　小野　真一
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６９６号
京都市西京区大枝南福西町１丁目１番地　41棟301号
債務者　小野由佳理
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６９９号
京都市右京区太秦安井池田町15番地17
債務者　田野とめの
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係